平成２７年（フ）第１１１号
長崎県長崎市小江原２丁目15番５－103号
債務者　栗山　秋男
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
沖縄県那覇市天久１丁目６番13号　アーバン・プレイス302
債務者　宮本　　武
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１９７号
仙台市太白区東郡山２丁目37番７号
債務者　谷藤　　修
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
仙台市太白区東郡山２丁目37番７号
債務者　谷藤　恵美
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２８５号
仙台市宮城野区新田３丁目16番47号　ハイツ相沢102
債務者　渡邊由美子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２９号
宮城県大崎市古川南町２丁目４番８号
債務者　鹿郷　雄三
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
秋田市川尻上野町１番４－26号
債務者　成田　香織（旧姓鳴海）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８１号
秋田市川尻上野町１番５－35号
債務者　野呂由紀子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９０号
秋田市河辺松渕字街道北10番地８
債務者　伊藤美佐子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６２号
茨城県行方市玉造甲4512番地
債務者　武井三津雄
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第２３１号
千葉県市原市姉崎835番地３　シティハイツ姉崎Ｃ－101
債務者　藤野　貴子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２８０号
千葉県市川市塩焼４丁目７番30号　みどりハイツⅡ－103号
債務者　近江亜莉香
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２９９号
千葉県市川市本北方１丁目14番８号　メゾンド・ベル201
債務者　山北　大治
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３１２号
千葉市中央区蘇我５丁目４番２号　リリーフ蘇我寮
債務者　板橋　一夫
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３１９号
千葉県船橋市高根台７丁目４番４号　シャトーハイツ102号
債務者　宇田川くみ子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２５号
新潟市江南区曽野木１丁目１番３－533号
債務者　鈴木　希望（旧姓矢口）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３５号
新潟市西区寺尾西２丁目９番12号
債務者　小澤　龍子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
新潟地方裁判所民事部